

原議保存期間 10年
(平成41年3月31日まで)

最高検企第283号
平成30年8月31日

最高検察庁文書管理者 殿

総括文書管理者

次長検事 堺 徹

(公印省略)

保存期間を1年未満とする行政文書の廃棄に係る記録の期間及び公表について（通知）

最高検察庁行政文書管理規則（平成30年最高検企訓第1号検事総長訓令。以下「規則」という。）第21条第4項において規定する、保存期間を1年未満とする行政文書ファイル等の廃棄の記録の公表については、別添のとおり取り扱うこととするので、遺憾のないよう配意願います。